

新型コロナウイルス感染症対策について

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策に関し、令和3年1月13日に福岡県が緊急事態宣言区域に再指定され、福岡県において緊急事態措置として、特措法第45条第1項に基づく県民への外出自粛要請、特措法第24条第9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請等が2月7日まで発出される。

県が行う緊急事態措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、検査・医療提供体制の充実、地域経済の維持を図るため、福岡市の対応策を早急に実施するもの

2 福岡市の対応策

(1) 検査・医療提供体制の充実

①検査体制の拡充【継続】

地域外来・検査センターの新規開設及び地域医療機関での検査の拡大、高齢者への検査費用の助成など

②医療提供体制の強化【継続】

コロナ病床の確保や宿泊療養施設の拡充を県と連携して推進

③医療・介護施設への支援【継続】

医療・介護従事者へのありがたい基金を活用した特別給付金の支給及び介護保険事業所等への運営支援

(2) 地域経済の維持

①地域の飲食店を支えるテイクアウト支援【再実施】

来店客数減に苦しむ飲食店の事業継続を図るため、テイクアウトを実施する地域の飲食店を支援

②宿泊事業者が取り組む感染症予防策に対する支援【再実施】

宿泊事業者が取り組む消毒・除菌対応等の安全対策強化を支援

③地域を支える商店街の支援【再実施】

商店街が取り組む感染症対策やテイクアウト、デリバリー、キャッシュレス等の促進を支援

④事業者向けテレワーク導入支援【再実施】

在宅勤務等を可能とするテレワーク環境の構築を支援

参考：公共施設等の対応

公共施設、市主催イベントの時間短縮（20時まで）及び規模要件等を設定

※今後、支援策の詳細を精査する中で変更の可能性あり